

磁気探査機器性能審査制度審査機関
公募要項

平成24年10月

内閣府沖縄総合事務局
開発建設部

目 次

1. はじめに	1
2. 磁気探査機器性能審査制度の概要	1
3. 実施期間に関する事項	2
4. 公募参加資格等	2
5. 申請書類について	5
6. 公募要項及び申請書類の交付等	5
7. 申請書類の提出等	6
8. 公募要項の内容についての質問の受付及び回答	6
9. 選定者の決定方法に関する事項	6
10. ヒアリングの実施	8
11. 公募の審査結果等について	8
12. 審査機関の指定について	9
13. その他	9
14. 申請様式集	11
15. 磁気探査機器性能審査制度実施要綱	12

1. はじめに

磁気探査機器性能審査制度(以下、「本制度」という)は、沖縄県内の不発弾探査に使用されている磁気探査機器の性能を審査し証明することにより、発注者、磁気探査機器所有者及び磁気探査履行业者の業務の合理化に資するとともに磁気探査業務の品質の確保を図ることを目的とした制度である。

本要項は、沖縄総合事務局開発建設部長が審査機関を適性かつ公平に選定するために定めたものである。

2. 磁気探査機器性能審査制度の概要

本制度は、磁気探査機器性能審査を実施するため、以下に掲げる内容を実施するものである。

なお、本制度の詳細については別紙、「磁気探査機器性能審査制度実施要綱」によるものとする。

(1) 本制度概要

1) 本制度の実施体制

本制度の実施体制は、別添の「磁気探査機器性能審査手続きフロー」によるものとする。

2) 審査機関の業務

イ) 本制度の対象機器は「両コイル型磁気傾度計(センサ・アンプ)」とする。

ロ) 磁気探査機器性能審査委員会(以下「委員会」という。)、事務局の設置。

○審査機関は、委員会及び事務局を設置する。委員会は、本制度の性能審査に関する事項について審議し決議を行う。(ただし、「磁気探査機器性能審査制度実施協定」に係る部分は除く。)

事務局は、委員会の運営及び関係する資料のとりまとめに関する一切の事務を行う。

○委員会は、学識経験者(大学講師等)、磁気探査関係の有識者、行政機関(沖縄総合事務局開発建設部及び沖縄県土木建築部)及び審査機関で構成し、委員長、副委員長及び委員は審査機関の長がこれを委嘱する。

○委員会は、試験機関が実施する試験を確認する性能試験員を指名する。性能試験員は、審査機関が別に定める「磁気探査機器性能審査要領」(以下、「審査要領」という。)に基づき、立会により試験機関が実施する性能試験の確認を行う。

※磁気探査機器性能試験は、基本的に年度早々に実施するものとする。審査機関は、試験を実施するための審査要領等を委員会の承認の上、定めるものとする。

なお、「磁気探査機器性能審査制度実施協定書」、「審査要領等の(案)」については、閲覧出来るものとし、閲覧場所は6. (1)と同様。「審査要領等の(案)」とは、「磁気探査機器性能審査要領(案)」「磁気探査機器性能審査要領細則(案)」「磁気探査機器性能審査委員会規則(案)」をいう。)その外、「磁気探査機器性能審査要領細則(案)」に記載のある両コイル型磁気傾度計(センサ・アンプ)性能試験方法マニュアルについては、審査機関が指定する試験機関と調整の上別途作成し、委員会に諮るものとする。

ハ) 試験機関の指定

磁気探査機器性能審査に関わる試験機関は、委員会において決定し、審査機関の長が指定する。試験機関の実施する試験は、審査要領に基づき行うものとする。

ニ) 審査及び合否の判定

委員会は、申請資料及び磁気探査機器の試験結果について、審査要領に基づき審査し、合否の判定を行うものとする。

ホ) 証明書の発行

審査機関の長は、委員会において性能証明が得られた磁気探査機器に対し、当該磁気探査機器の所有者に証明書を発行するものとする。

なお、証明書の有効期間は発行日から1年間とし、毎年度更新のための審査を実施する。

3) 審査機関の指定

本公募要項に基づき応募した者から審査機関を選定するものとし、沖縄総合事務局開発建設部長が指定通知する。

(2) 運営費について

本制度の運営費用については、磁気探査機器性能審査を受ける企業等からの審査費用でまかなうものとし、性能審査の費用については、委員会の承認を得るものとする。

なお、性能審査費用については特段の事情が発生した場合に限り、委員会の承認を得たうえで改定できるものとする。

(3) 運営方針に係る責任の所在

運営方針は審査機関の責任のもと定めるものとし、沖縄総合事務局開発建設部及び委員会は、本制度の運営方針に関する費用及び運営等に起因する損害賠償等については、一切その責を負わないものとする。

3. 実施期間に関する事項

指定期間については、沖縄総合事務局開発建設部長が「磁気探査機器性能審査要綱」に基づく業務遂行が著しく困難であると判断される場合や不誠実な行為が認められた場合に、指定を取り消すことがあるが、基本的に毎年更新とする。但し、指定された企業において、更新が困難となった場合は、指定解除が出来るものとする。その場合には、指定解除予定年度の年度末の6ヶ月前までに協議を行うものとする。

4. 公募参加資格等

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 沖縄総合事務局の平成23・24年度の一般競争(指名競争)参加資格に関して、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請し、開札の日までに、上記の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていなければならない。

- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 中立公平性に関する要件

磁気探査業務を生業とする企業が審査機関に指定された場合には、自らが製造または資本関係・人的関係がある者が所有する磁気探査機器については、当該性能審査を実施することはできない。

(6) 共同企業体での参加は認めない。

(7) 業務実施体制に関する要件

イ) 沖縄県内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。

ロ) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

ハ) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(8) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、下記に示される同種又は類似業務について、平成14年度から平成23年度末までに完了した業務(再委託による業務は含まない)において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務: 国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)で実施した、各種審査制度等の企画立案または、各種委員会等の運営に関する業務。

類似業務: 国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)で実施した、認定書または、証明書の発行等に関する業務。

(注1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支

援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4) 公益法人とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。

(9) 次に掲げる資格のいずれかを有する予定管理技術者を、業務全般の統括を行う者として、指定期間中に1名配置できること。

- ・技術士(総合技術監理部門(建設、応用理学)、建設部門または応用理学部門)
- ・博士(工学)
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・(社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)又は公共工物品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者(※2)
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(※1)(技術士部門と同様の部門に限る)
 - ※1「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者
 - ※2「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり
 - ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者(土木)I種

- ・近畿地方公共工物品質確保推進協議会が認定した支援技術者
- ・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援業務技術者Ⅰ種
- ・九州地方における「公共工物品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種公共工物品質確保技術者

(10) 配置予定管理技術者の業務実績要件は、下記に示される同種又は類似業務について、平成14年度から平成23年度末までに完了した業務(再委託による業務は含まない)において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務:国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)で実施した、各種審査制度等の企画立案、各種委員会等の運営に関する業務。

類似業務:国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)で実施した、認定書または、証明書の発行等に関する業務。

(注○)についての説明は、4.(9)と同じ。

5. 申請書類について

申請書類(下記の様式-1~5及びその他)の内容は下記の通り。

- ・参加表明書(1) (様式-1-1)
- ・参加表明書(2) (様式-1-2)
- ・業務拠点 (様式-2)
- ・業務実施体制 (様式-3)
- ・配置予定管理技術者の経歴 (様式-4)
- ・技術提案(鏡) (様式-5)
- ・業務の実施方針 (様式-6)
- ・評価テーマに対する技術提案 (様式-7)
- ・その他(必要な添付書類:配置予定技術者の資格の写し等)

6. 公募要項及び申請書類の交付等

(1) 交付場所(担当部署等)

〒900-0006

(住所)那覇市おもろまち2丁目1番1号

内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課 課長補佐 : 新城
基準専門職 : 與儀

電話 098-866-1904(代表) 内線 (3312)(3320)

FAX 098-861-9914 Email shinjou711@ogb.cao.go.jp, yogi711@ogb.cao.go.jp

(2) 交付方法

上記(1)担当部署において交付する。

(3) 交付期間

平成24年10月2日(火)から平成24年10月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から18時00分まで

7. 申請書類の提出等

(1) 提出先

6. (1) に同じ。

(2) 提出方法

上記の担当部署へ持参または、託送(配達記録の残るもの)に限る。

(3) 提出期間

平成24年10月12日(金)18時00分まで

8. 公募要項の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、6. (1)の場所に、2)の期間内に文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、FAX又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。(着信したことを確認すること。)

1) 受付場所: 6. (1)に同じ。

2) 受付期間: 平成24年10月3日(水)10時00分から平成24年10月31日(水)18時00分まで

(2) 質問書の提出にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日以内(休日を含まない)に、電子メールで行う。

9. 選定者の決定方法に関する事項

選定者とは、公募参加者のうち審査機関として選定された者とし、決定方法は、以下により行うものとする。

(1) 選定者を決定するための基準

選定者は、5. 申請書類をもって公募をし、下記(2)の評価方法によって得られた数値(以下「技術評価点」という。)の最も高い者とする。

上記において、技術評価点が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて決めるものとする。

(2) 評価項目及び評価方法

評価項目は以下の3項目とする。

①配置予定技術者の資格及び専門技術力

②実施方針

③技術提案

(3) 技術評価点の算出方法

申請書類の内容に応じ、上記(2)①、②及び③の評価項目毎に評価を行い、その合計を技術評価点とする。なお、技術評価点の満点は100点とする。

技術評価点 = (①に係る評価点) + (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

(4) 評価の基準等

申請書類の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトに基づき評価する。

評価項目	評価の着目点				評価のウエイト
	判断基準				
予定技術者の資格及び専門技術力	定	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①以下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門(建設、応用理学)、建設部門又は応用理学部門) ・博士(工学) <p>②下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者 ・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は、発注担当部署が認めた同等の資格を有する者。 ・RCCMと同等の者 <p>③上記以外</p>	①10 ②5 ③欠
	専	業務執行技術力	平成14年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の実績がある</p> <p>②類似業務の実績がある</p> <p>③実績なし</p>	①10 ②5 ③欠
実施方針	業務理解度			<p>目的、条件、内容の理解度が高く優れている場合(実施項目について具体の手法等を含めた提案がある)に優位に評価する。業務内容と異なる記述の場合は欠格とする。</p>	25
	実施体制			<p>下記の場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置する技術者の人数、配置時期及び代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当する技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・審査機関等関係者への円滑な伝達と共有のための手法が具体的に示されている場合。 	15

		<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の運営において沖縄県の実情を把握した上で業務の円滑な実施体制に関する提案が示されている場合。 なお、実施体制において、分担構成が不明確又は不自然な場合、体制が審査の履行にふさわしくない場合は欠格とする。 		
	実施手順・実施フロー	<ul style="list-style-type: none"> ・業務手順を示す実施手順、実施フローの妥当性が高く工夫が図られて優れている場合に優位に評価する。 ・工程計画の妥当性が高く工夫が図られて優れている場合に優位に評価する。 なお、実施手順・実施フローにおいて、手順及びフローが不明確又は不自然な場合、審査の履行にふさわしくない場合は欠格とする。 	10	
技 術 提 案	「磁気探査機器性能審査制度」を運営するに当たっての留意点(懸案事項等)と対応策について	的 確 性	留意点(懸案事項)を十分理解している場合に優位に評価する。	20
		実 現 性	留意点(懸案事項等)に対し十分な対応策が講じられている場合に優位に評価する。	10
合計(技術評価点の配点合計)				100

10. ヒアリングの実施

ヒアリングでは申請書類に記載された以下の事項について質疑を行う。また、その結果については評価項目の得点に反映させる。

- (1)実施場所:沖縄総合事務局内会議室
- (2)実施日:平成24年10月31日(水)予定
- (3)実施内容:出席者は配置予定管理技術者とする。なお、実施日時は追って連絡する。また、都合の合わない場合は、担当部署に申し出ることができる。
- (4)ヒアリングにおける質疑内容
 - 1)実施方針について
 - 2)技術提案について

11. 公募の審査結果等について

- (1)公募の審査結果は、応募者に平成24年11月6日(火)予定で、FAXにて通知する。
なお、本制度の公募の過程の透明性を確保するため、選定者の決定後、公募参加者から提出された申請書類の評価の結果、選定者の決定理由については公表するものとする。
- (2)非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、

沖縄総合事務局開発建設部長に対して非選定理由について、書面をもって説明を求めることができる。書面の受付は6. (1)にておこなう。なお、回答は受付を行った日の翌日から起算して10日以内に書面をもって行う。

12. 審査機関の指定について

本制度の公募の審査結果において選定者を本制度の審査機関として沖縄総合事務局開発建設部長がすみやかに指定する。ただし、本制度の事務局としてその透明性、公平性、また事務運営の確実性に疑義が生じたり応募時に提出した申請書等の記載内容に虚偽があり、審査機関として適切でないと沖縄総合事務局開発建設部長が判断した場合は指定を行わない場合がある。

13. その他

(1) 秘密の保持等について

- 1) 公募参加者は、本公募の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 公募参加者は、本公募処理の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ公募担当部署の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3) 公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報その他知り得た情報を5. 申請書類中の業務実施体制に記載される者以外の者には秘密とし、また、本制度の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本公募終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、本公募のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、公募担当部署の許可なく複製しないこと。
- 6) 公募参加者は、本公募終了時に、貸与された関係資料等について、公募担当部署への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7) 公募参加者は、本制度の遂行において貸与された公募担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに公募担当部署に報告するものとする。

(2) 再委託の取扱い

- 1) 公募参加者は、本制度の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 4. (8)の「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、公募参加者は、これを再委託することはできない。
 - ① 制度遂行管理、制度の手法の決定及び技術的判断等
- 3) 選定者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理(単純な計算処理に限る)、などの簡易な業務の再委託に当たっては、公募担当部署の承諾を必要としない。
- 4) 選定者は、上記3)に規定する業務以外の再委託にあたっては、公募担当部署の承諾を得

なければならない。

なお、再委託の相手方は、沖縄総合事務局開発建設部の工事ないし建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、沖縄総合事務局の指名停止期間中であってはならない。

- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 参加申請書等の作成、提出、ヒアリングに関する費用は公募参加者の負担とする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、公募参加を無効とする。
- (6) 提出された申請書類は返却しない。なお、発注部署は、提出された申請書類を公募の選定以外に公募参加者に無断で使用しない。
- (7) 申請書類の提出後においては、原則として記載された内容の変更は認めない。軽微なもの（誤植、資格（登録証）等の写しの添付忘れなど）で公募担当部署の了承を得た場合のみ該当部分の再提出を認める。
また配置予定管理技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には同等以上の技術者であることについて沖縄総合事務局開発建設部長の了解を得なくてはならない。
- (8) 公募参加者は申請書類提出後、この公募要項についての不明な点を理由として異議を申し立てることはできない。

参加表明書(1)

業務の名称：磁気探査機器性能審査機関公募

標記公募について関心がありますので、資料を提出します。

平成 年 月 日

沖縄総合事務局開発建設部長
中野 則夫 殿

提出者) 住 所
電話番号
F A X
会 社 名
代 表 者
役 職 名
氏 名

建設コンサルタント(株)

印

作成者) 担当部署
氏 名
F A X
E - mail

注) 代表者印を押印して下さい。

参加表明書 (2)

平成 年 月 日

選定されるために必要な要件 (記入例)

1) 技術提案書の提出者に要求される資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

【記入例：該当していない】

(2) 沖縄総合事務局の業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

【記入例：土木関係建設コンサルタント業務登録あり】

(3) 沖縄総合事務局長からコンサルタント業務に関し、指名停止を受けていないこと。

【記入例：指名停止期間中ではない】

(4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者 (当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。) ではないこと。

【記入例：沖縄総合事務局から「指名除外通知書」は受けていない。】

(様式 - 2)

・沖縄県内に所在している業務拠点を1つ記載する。

住所	
電話番号	
F A X	
会社名	
役職名 代表者氏名	

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：1者単独、他事業者いずれにおいても業務の分担について記載する。

注2：他事業者、建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・配置予定技術者の業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者			
担当技術者			
担当技術者	配置予定人数 人		

注：氏名にはふりがなをふること

（A4サイズ、1枚以内とする）

・ 配置予定管理技術者の経歴等

技術者の経歴

ふりがな 氏名		生年月日	
所属・役職			
保有資格 技術士（部門： 分野： ）・登録番号： ・登録年月日： RCCM（部門： ）・登録番号： ・登録年月日： その他（名称： ）・登録番号： ・取得年月日：			
同種又は類似業務経歴（ 件） TECRISに登録されていない業務及びTECRISに登録されている内容で必要事項を確認出来ない業務を記した場合は、その業務を担当した事及び業務内容が同種・類似にあたることを証する業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
	TECRIS登録番号：		
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
	TECRIS登録番号：		

注1) 業務分類には、業務説明書の4.(11)「配置予定管理技術者」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

技術提案書

業務の名称：磁気探査機器性能審査機関公募

標記について、技術提案書を提出します。

平成 年 月 日

沖縄総合事務局 開発建設部長
中野 則夫 殿

提出者) 住 所
電話番号
会社名
代表者
役職名
氏 名

印

作成者) 担当部署
氏 名
F A X
E mail

注) 代表者印を押印して下さい。

・評価テーマに対する技術提案

評価テーマ1 : 「磁気探査機器性能審査制度」を実施するに当たっての留意事項(懸案事項等)と対応策について。

注1) 評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。

磁気探査機器性能審査制度実施要綱

1. 磁気探査機器性能審査制度の目的

この制度は、沖縄総合事務局開発建設部（建設系）及び沖縄県土木建築部が発注する磁気探査業務（但し、出先機関発注業務を含む。）において、沖縄県内の不発弾探査に使用されている磁気探査機器の両コイル型磁気傾度計（以下、「磁気探査機器」という。）の性能を審査し証明することにより、発注者、磁気探査機器所有者及び磁気探査履行業者の業務の合理化に資するとともに磁気探査業務の品質の確保を図ることを目的とする。

2. 審査の実施

この制度に基づく磁気探査機器の審査は、沖縄総合事務局開発建設部長が指定する審査機関内に設置される磁気探査機器性能審査委員会（以下、「委員会」という。）が別に定める磁気探査機器性能審査要領（以下、「審査要領」という。）により実施するものとする。

3. 制度の手続き

制度の手続きは、別添の磁気探査機器性能審査手続きフローによるものとする。

4. 審査機関の業務

（1）委員会、事務局の設置及び性能試験員の指名

1) 審査機関は、委員会及び磁気探査機器性能審査委員会事務局（以下、「事務局」という。）を設置する。委員会は、本制度の性能審査に関する事項について審議し決議を行う（ただし、協定書に係る部分は除く。）。

事務局は、委員会の運営及び関係する資料のとりまとめに関する一切の事務を行う。

2) 委員会は、学識経験者、磁気探査関係の有識者、行政機関（沖縄総合事務局開発建設部及び沖縄県土木建築部）及び審査機関で構成し、委員長、副委員長及び委員は審査機関の長がこれを委嘱する。

3) 委員会は、試験機関が実施する試験を確認する性能試験員を指名する。性能試験員は、審査機関が別に定める「磁気探査機器性能審査要領」に基づき、立会により試験機関が実施する性能試験の確認を行う。

(2) 試験機関の指定

磁気探査機器性能審査に関わる試験機関は、委員会において決定し、審査機関の長が指定する。試験機関の実施する試験は、審査要領に基づき行うものとする。

(3) 審査及び合否の判定

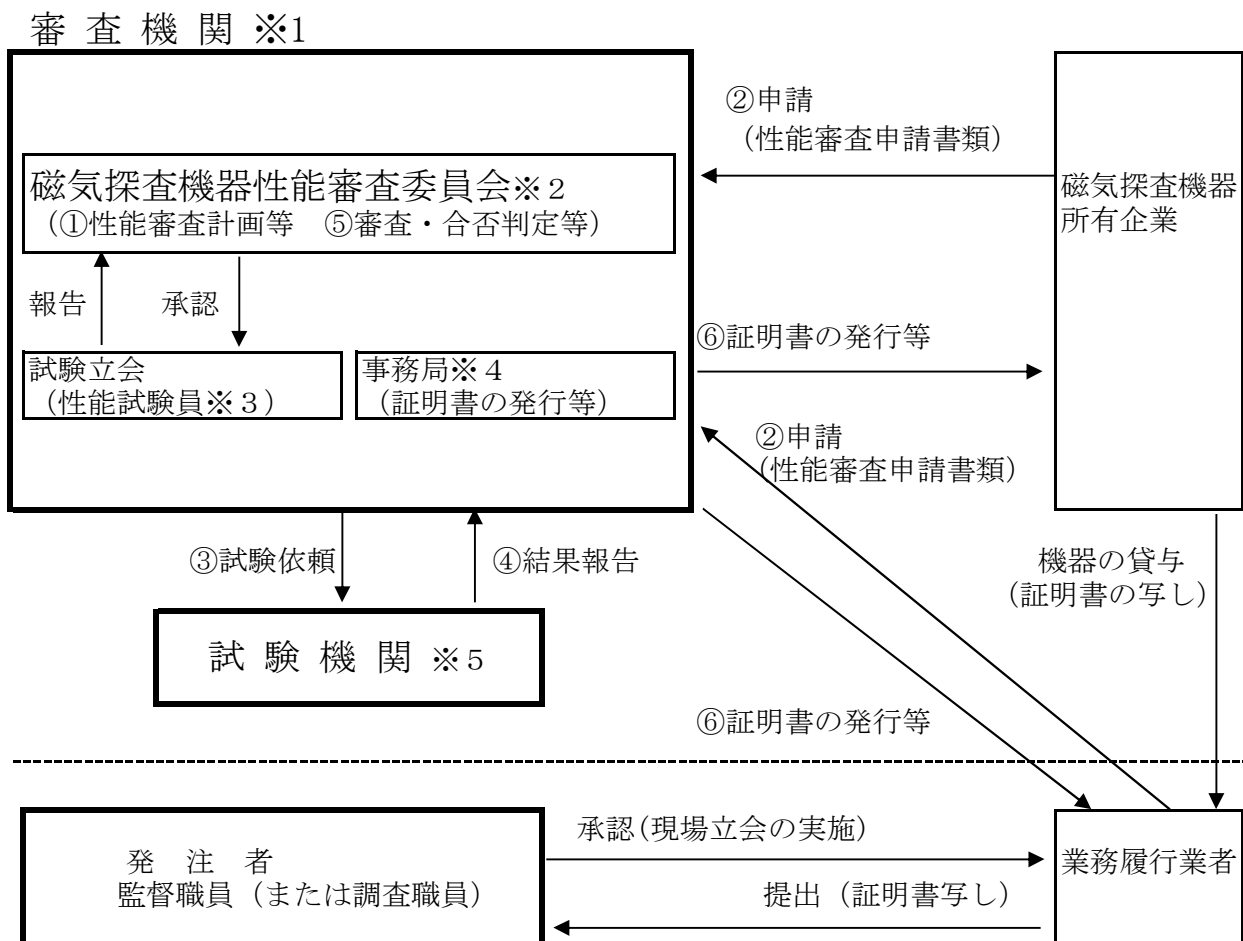
委員会は、申請資料及び磁気探査機器の試験結果について、審査要領に基づき審査し、合否の判定を行うものとする。

(4) 証明書の発行

審査機関の長は、委員会において性能証明が得られた磁気探査機器に対し、当該磁気探査機器の所有者に証明書を発行するものとする。

なお、証明書の有効期間は発行日から1年間とする。

磁気探査機器性能審査手続きフロー



印の説明は以下のとおり

- ・ ※1 審査機関は磁気探査機器性能審査制度実施協定書の第4条による公募で決定し、沖縄総合事務局開発建設部長が指定する。
- ・ ※2 磁気探査機器性能審査委員会は、学識経験者、磁気探査関係の有識者、行政機関（沖縄総合事務局開発建設部及び沖縄県土木建築部）及び審査機関で構成する。
- ・ ※3 試験立会は委員会から指名された性能試験員が試験機関の実施する試験に立ち会う。
- ・ ※4 事務局は審査委員会の運営及び関係する資料の取りまとめ、証明書の発行事務等を行う。
- ・ ※5 試験機関は審査委員会で決定し、審査機関の長が指定する。

丸数字について

- ・ フロー図にある丸数字の①から⑥は業務の順番を示す。

性能審査対象物の磁気探査機器について

- ・ 沖縄県内の不発弾探査に使用されている両コイル型磁気傾度計とする。